



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 育児・介護休業法改正

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. マイナンバー記載対象書類の見直しについて

NEWS1. 育児・介護休業法改正

介護をしながら働く方のために、介護休業制度をはじめとして、介護休暇、介護のための残業制限、深夜業の制限などがありますが、29年1月施行で育児・介護休業法が改正され、「介護離職ゼロ」の目標のもと、制度の拡充が実施されます。

- 1) **介護休業の分割取得** → 対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得可能に。
- 2) **介護休暇(年5日)取得単位の柔軟化** → 半日(所定労働時間の1/2)単位での取得が可能に。
- 3) **介護のための所定労働時間の短縮措置等** → 介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能に。
- 4) **介護のための所定外労働の制限(残業の免除)** → 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限が可能に。
- 5) **介護休業給付金(休業開始前賃金の給付割合)の引き上げ** → 給付金の割合を賃金の40%から67%に引き上げ。
- 6) **有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和** → 申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること。
→ 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと。
- 7) **子どもの看護休暇の取得単位の柔軟化** → 半日(所定労働時間の1/2)単位での取得が可能に。
- 8) **育児休業などの対象となる子の範囲** → 法律上の親子関係である実子・養子に加え、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大。
- 9) **いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設** → 「事業主」による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止に加え「上司」「同僚」からの、妊娠・出産・育児休業、介護休業などを理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を**防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け**。

法改正対応には、就業規則の該当部分や労使協定を変更する必要があります。早めの準備を進めておきたいですね。厚生労働省「育児・介護休業法について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

NEWS2. (書籍の紹介)

ワクワクする職場をつくる

良い感情の連鎖が空気を変える

いま7割の職場が問題を抱えている!

- どうせ何も変わらない
- 職場や会社に期待なんかしない
- 我慢しよう、やり過ぎそう

そんな「あきらめ職場」になる前に、一步を踏み出し、組織を変える。

感情と向き合い、関係が変わると、組織が動き出す。「良い感情の連鎖」を起こすことで、人と組織は動き出す。あきらめ感を脱して、未来に希望が持てる「ワクワクする職場」に必ず変わる。

「良い感情の連鎖」が
空気を変える

重光直之
高橋克徳

ワクワク する職場 をつくる。

いま7割の職場が
問題を抱えている!

「あきらめ職場」になる前に

情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名 古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎 0563-57-7850

Question

税務関係書類について、マイナンバー(個人番号)の記載を不要とする見直しがおこなわれたと聞きましたが、扶養控除等申告書には従業員等のマイナンバー(個人番号)の記載が必要でしょうか。

Answer

扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

なお、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー(個人番号)等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバー(個人番号)の記載を要しないものとされました。



【解説】

平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)により、税務関係書類へのマイナンバー(個人番号)記載対象書類の見直しが行われ、扶養控除等申告書等へのマイナンバー(個人番号)の記載の特例が設けられました。

扶養控除等申告書等へのマイナンバー(個人番号)の記載の特例

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出する方ご本人、控除対象配偶者又は扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないものとされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
2. 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
3. 退職所得の受給に関する申告書
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記1~4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

扶養控除等申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載を不要とするために備える帳簿には、次の事項を記載する必要があります。

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー(個人番号)
- ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
- ③ ②の申告書の提出年月

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますので、前年と変更がない場合であっても、原則、マイナンバー(個人番号)の記載を省略することはできません。しかし、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー(個人番号)の記載に代えることができます。

なお、給与支払者において保有しているマイナンバー(個人番号)とマイナンバー(個人番号)の記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

参考資料等

国税庁HP 源泉所得税関係に関するFAQ

平成28年度税制改正によるマイナンバー(個人番号)記載対象書類の見直しについて

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎

052-571-5480
0563-57-7850